

UNION PRESS

2009年10月 No 1 1

再び、人事院勧告について

総選挙の前哨戦でにぎやかだった8月11日、ひっそりと今年度2回目の人事院勧告がなされました。勧告のうち、給与については、年間給与を平均2.4%（平均給与で15万4千円）も引き下げというもので、平成15年の2.6%に次ぐ大幅な引き下げとなっています。内訳は本給の引き下げ平均0.2%に、ボーナスカット0.35月（6月カット分0.2月を含む）です。ただし、若年層の本給引き下げは行わないとされていることから、引き下げ対象者だけの本給引き下げ率は平均0.24%となります。本給引き下げは実質4月に遡って行われますので、12月のボーナスは昨年より0.15月少なくなるうえ、さらに4月以降支払われた全賃金（ボーナスを含む）の0.24%相当額が減額されて支払われることとなります。これは、4年前の給与減額改定の際に現給保証された人も例外ではありません。（こういうの「現給保証」って言うんでしょうか？）

さて、埼玉大学当局はこの人勧にどのように対応するつもりなのでしょう。今までの状況から考えれば、人勧どおりの給与改定案を労働側に示してくるのはまず間違いないものと思います。・・・「根拠は？」「人勧準拠！！」・・・ボーナスカットに関わる5月の労使交渉の場面が浮かんできます。

しかし皆さん、もう一度思い出してください。私たちは公務員と同じ給与を貰ってはいないという事を！さいたま市在勤の公務員の地域手当は現在11%、それに対して私たちの地域手当は今年ようやく8.5%から9.5%になったところです。人勧では来年度12%に引き上げられることになっており、差は開くばかりです。こんな理不尽、不平等はもうたくさんです。

注意しておきたいことは、今回給与の減額勧告があったと言っても、決して運営費交付金が減額されるわけではないということです。公務員の給与に関する法律と国立大学法人関連の法律は全く別ですから、当然ですね。当局は今年度の予算を組む際に年度途中での給与減額は考えていなかったはず。ならば、財源的には給与の減額無しで運営することは絶対的に可能なはず。したがって、年度途中での給与減額という不利益変更の根拠は極めて薄弱なものとならざるを得ないのです。

不利益変更する際に必要とされる条件が労働契約法には定められています。このうち「労働条件の変更の必要性」一つとっても、当局が納得出来る説明をすることはまず不可能でしょう。また、「人勧」が、最高裁判例として示されている「同種事項に関するわが国社会における一般的状況」に該当する、というのにも無理があります。なぜならば、繰り返しますが、私たちは公務員と同等の給与は貰っていないからです。

もしも当局が人勧どおりの給与減額を提案するつもりであれば、私たちは地域手当が不十分な現況では絶対にこれを認めることは出来ません。今回の人勧の給与減額分と地域手当の差額とはほぼ同等の額になるはずですから、給与減額により浮く分で、地域手当を公務員並みにすることは可能なはずで

です。もっと平たく言いましょう。給与を下げるなら、地域手当を 11%に！ 地域手当を上げないなら、給与を据え置きに！！ 4月時点で見れば、給与引き下げが 2.4%、地域手当の差が 2.5%。ほらっ、とんとんじゃありませんか！！

「新型インフルエンザ」非常勤職員の恐怖！！

「新型インフルエンザ対応等について」（9月7日埼大総（総）第48-12号）と一緒にサイボーズでながされた「教職員向け」『新型インフルエンザ対応等について』別紙2（新型インフルエンザ対策本部発信）を読まれましたか？非常勤職員が濃厚接触者になったら大学から自宅待機命令が発出されて年次休暇以外の休暇として有給で休みです。（非常勤教職員給与・労働時間等規則18条第1項第3号参照）

しかし、罹患してしまったら非常勤職員には無休の病気休暇しかありません（非常勤教職員給与・労働時間等規則18条第2項第6号・7号参照）から、医師から他の人に感染させないと確認されるまで給料なしで休まなければなりません。こわ〜い話しではありませんか。

多くの非常勤職員は学生と接触する機会の多い仕事をしています。後期授業が始まり、冬に向かって風邪やインフルエンザの流行が広がる心配も大きくなり、何日休まなければならないかもわからないのに無給では不安です。

収入が減ってしまうのは困るので、発病しても軽症なら黙って出勤してしまう人がでないか心配です。それはそれでこわ〜い話しですよ。

非常勤だから、非常勤だからと何かあるたびに差別されていると愛校心も、仲間意識もドンドンなくなっていきます。それもこわ〜いですね。

国が大流行の対策として対処を義務づけている今回の「新型インフルエンザ」などのような感染症の場合は、非常勤も常勤もないと思いますがいかがでしょうか？学生に対するサービスの質の向上も安心して働けて初めて出来ると思うのですが皆様どう思われますか？

「職員のための英会話講座」後期も始まります！

埼玉大学のネイティブ・スピーカーの先生方による「職員のための英会話講座（Staff English Club）」の10月の予定は以下の通りです。少人数で堅苦しくなくやっています。お昼休みなのでランチ持参でどうぞ。組合員・非組合員はまったく不問です。

10月14日(水) 12:20—13:00 **ミルン先生** **研究室（教養学部棟 4階）**

10月26日(月) 12:20—13:00 **カンバルテル先生** **研究室（経済学部研究棟 3階）**

発行元：埼玉大学教職員組合	Tel&Fax 048. 853. 5609（内3160）
E-mail:saidaikumiai@hotmail.co.jp	HP: http://19.pro.tok2.com/~saidaikumiai/
組合事務室は生協第二食堂内	月～金（ただし木曜日は除く）、午後12時～5時開室

